

熊本県歯

元年度 **No.1**

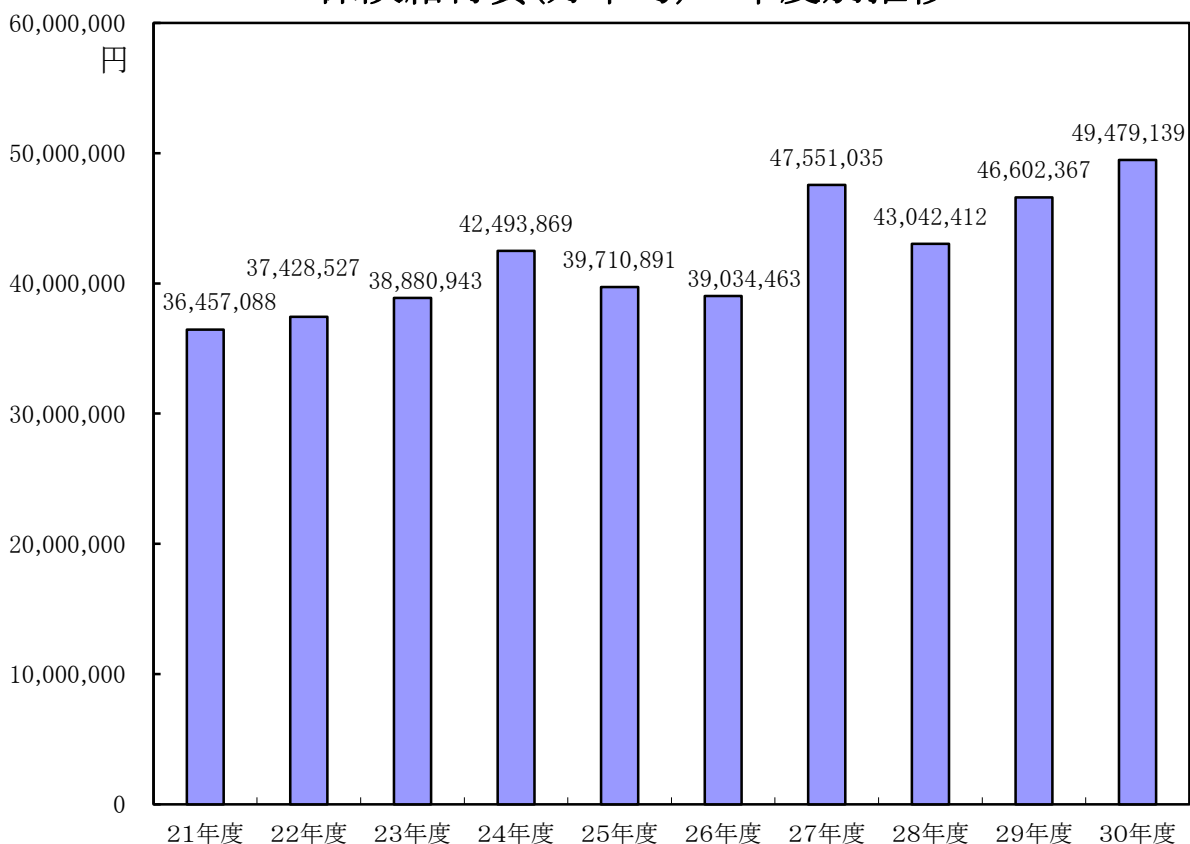
2019.7.31 発行

国保だより

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

保険給付費(月平均)の年度別推移

保険給付費(月平均)の年度別推移



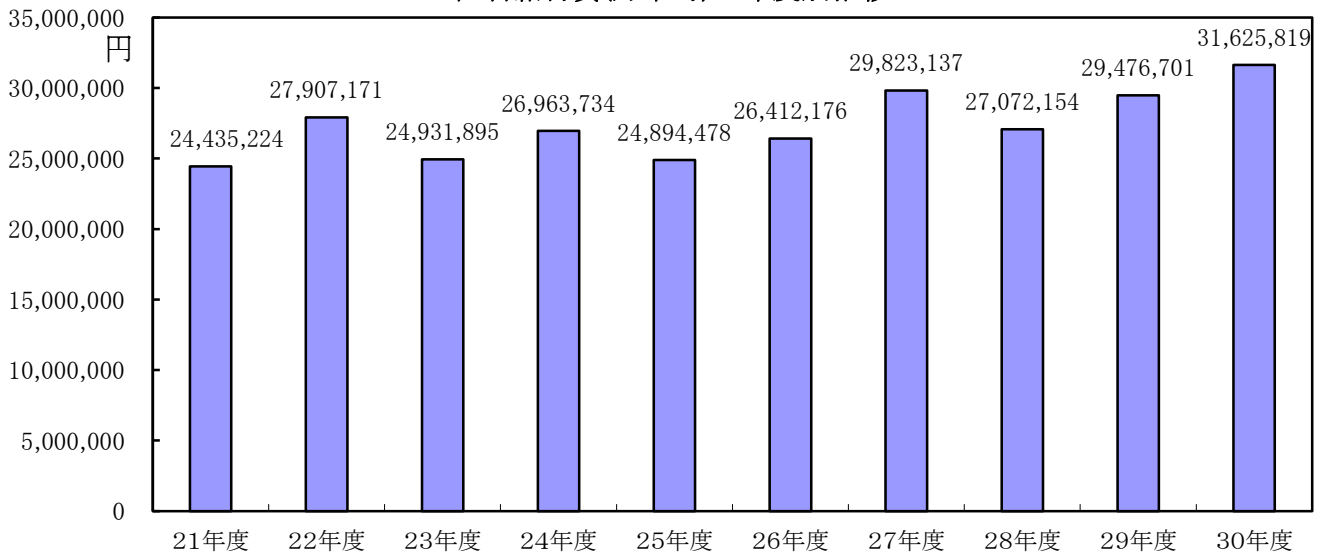
年々、給付費等の額が上がっており、昨年度は過去最高額の月平均でした。

国民健康保険事業は組合員の皆様の保険料と国や県などからの補助金・交付金で運営しています。

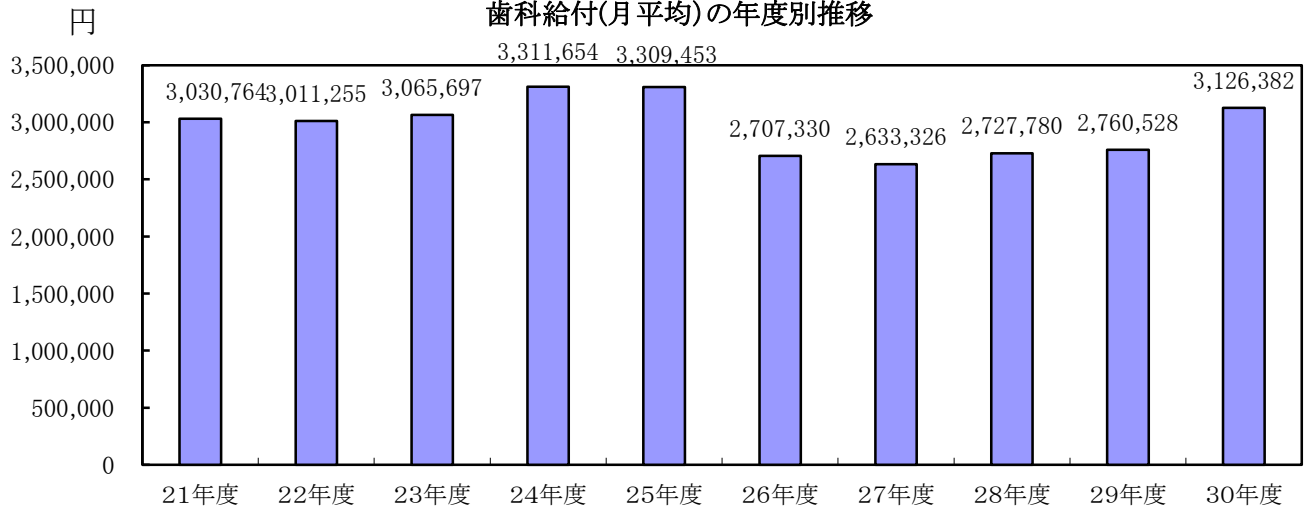
その為、保険料は全て医療費に充てられる大切な財源となっています。

※次ページには医科・歯科の給付推移、高額療養費の月平均も掲載しています。

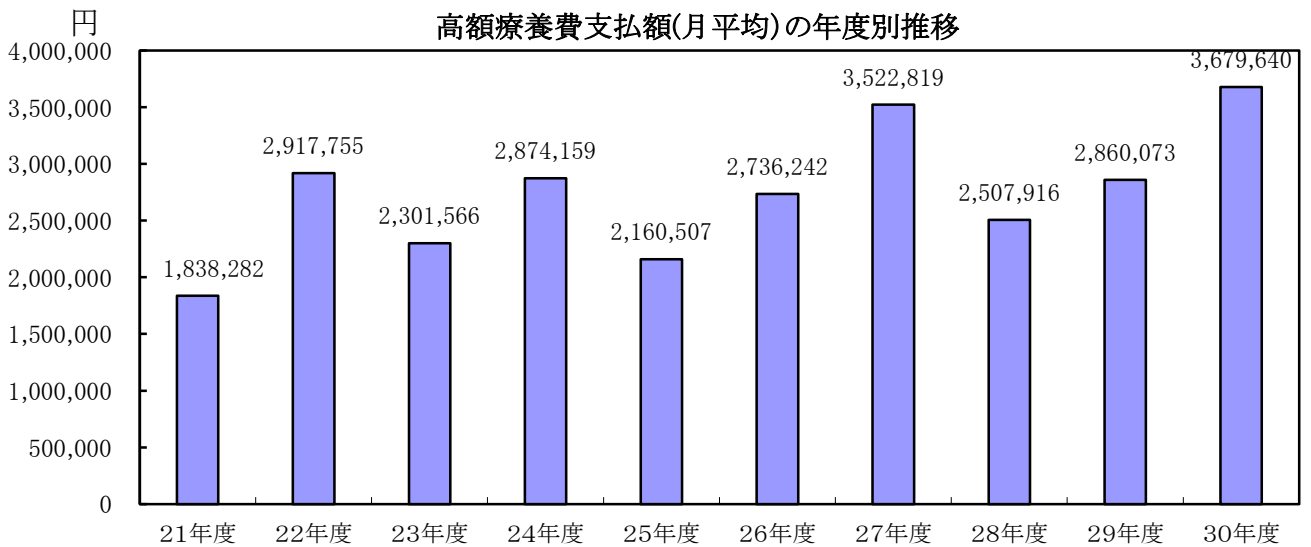
医科給付費(月平均)の年度別推移



歯科給付(月平均)の年度別推移



高額療養費支払額(月平均)の年度別推移



各種申請書類のダウンロード

組合員の皆様が迅速に申請できるように、各種申請書類を県歯会 HP の「国保組合からのお知らせ」に掲載しております。現在、ダウンロード可能な申請書類は下記のとおりです。

1. 氏名変更届〈乙種組合員用〉
2. 住所変更届〈甲種組合員用〉
3. 住所変更届〈後期高齢組合員用〉
4. 国民健康保険法第116条該当・非該当届
5. B型肝炎ワクチン接種補助申請書
6. インフルエンザワクチン接種補助申請書
7. PET 検査補助申請書
8. 脳ドック補助申請書
9. 健康診断補助申請書〈乙種組合員用〉
10. 甲種組合員配偶者(40歳未満)健康診断補助申請書
11. 出産育児一時金支給申請書(差額支給分)〈甲種組合員用〉
12. 出産育児一時金支給申請書(差額支給分)〈乙種組合員用〉
13. 療養費支給申請書〈甲種組合員用〉
14. 療養費支給申請書〈乙種組合員用〉
15. 限度額適用認定申請書
16. パート証明書
17. 再交付 高齢受給者証申請書〈甲種組合員用〉
18. 再交付 高齢受給者証申請書〈乙種組合員用〉
19. 再交付 保険証申請書〈甲種組合員用〉
20. 再交付 保険証申請書〈乙種組合員用〉
21. 委任状
22. 健康診断追加項目補助申請書

なお、上記書類以外の資格取得届や資格喪失届等は、本組合までご連絡いただ
いてから郵送いたします。

※申請において、振込先の記載を間違われた場合、変更手数料が発生しますので、
くれぐれも記載間違いのないようご注意ください！

補助申請は年度内(R2.3.31まで)にお願いいたします！

また、申請書の下枠にある添付書類をご確認の上、必要書類と一緒に送って頂けますよう合わせ
てお願いいたします。

被保険者証の返却について

平成31年3月31日までの有効期限の保険証をまだお持ちの方は組合宛までご返却下さいますようお願いいたします。



ベージュ色の保険証

特定健診を必ず受診してください

自覚症状がないまま進行し忍び寄る生活習慣病。その前兆であるメタボリックシンドロームを早期に発見・改善するために、本組合では「特定健診」を実施しています。毎年の健診で自分の健康状態を知り、健康リスクを把握しましょう！

毎年度、目標受診率(70%)が達成できない状態が続いており、このままでは国からの補助金が削減されることになり、結果的には保険料の更なる値上げにつながる可能性があります。甲種・乙種組合員、そのご家族など、対象者の方は全員受診しましょう！

特定健診でわかること

- 身長・体重・腹囲 → 肥満度・内臓脂肪の蓄積度
- 血圧 → 高血圧症
- LDL・HDL・中性脂肪 → 脂質異常症
- GOT・GPT・ γ -GTP → 肝機能
- 血糖・HbA1c・尿糖 → 糖尿病
- 尿酸・クレアチニン・尿蛋白 → 腎機能

※医師の判断で、貧血・心電図・眼底検査を実施することがあります。

対象者

年度内 40歳～75歳未満の歯科医師国保組合に加入している方

・受診時に被保険者であること。

・昭和54年4月1日～昭和55年3月31日生まれの方は、今年度から特定健診対象者です。

※ただし、妊産婦や病院又は診療所に6ヶ月以上入院している方などは対象となりません。

健診日程・会場

本組合では、県歯会主催の健康診断で特定健診を実施しています。

健診日程・会場については、県歯会から別途お知らせしていますので、ご確認ください。

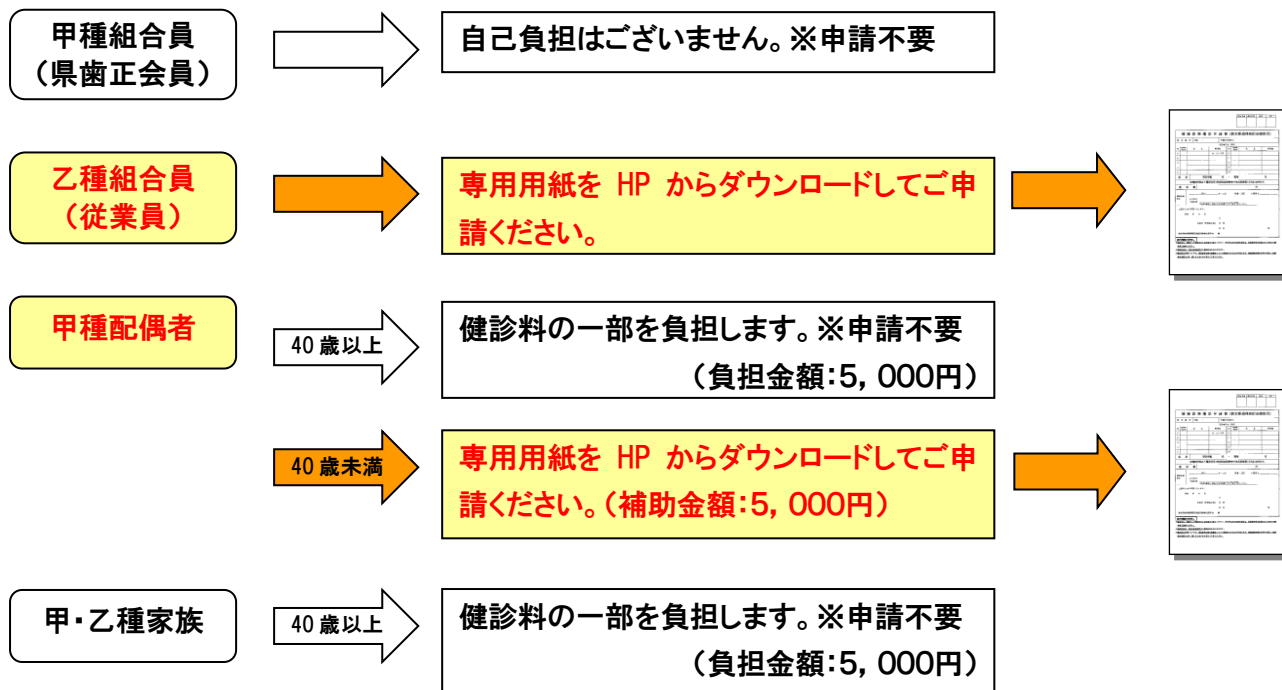
申込方法

健診機関から申込書が届きますので、直接お申込みください。



令和元年度 県歯会主催の健康診断補助(負担)

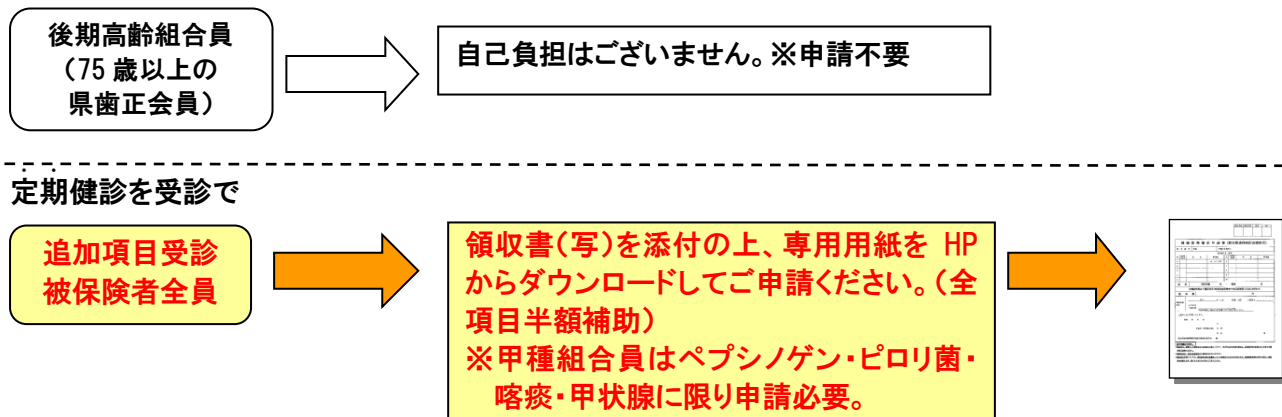
健診料金 1) 定期健診：9,720円 2) 特定健診：7,714円



※40歳未満の甲種・乙種家族の方々の補助はございません。健診料は全額自己負担になります。

健診料の一部負担とは

40歳以上の方は特定健診の対象者であるため、組合で5,000円を負担します。(申請不要)
後日、県歯会より届く健診料の請求額は、負担分5,000円を差し引いた金額になります。



国民健康保険限度額適用認定証の更新について

現在お使いの、限度額適用認定証は有効期限が令和1年(平成31年)7月31日までとなっています。

8月以降もご使用の場合は再度申請して頂き、発行が必要になります。

申請書はHPよりダウンロードできます。

※国民健康保険標準負担減額認定証も同様となります。

旧認定証は8月以降に組合宛へご返却下さいますようお願いいたします。

1 「国民健康保険限度額認定証」

(平成30年8月～)クリーム色⇒(令和元年8月～)竜胴色

2 「国民健康保険標準負担減額認定証」

(平成30年8月～)浅黄色⇒(令和元年8月～)クリーム色

国民健康保険特定疾病療養受療証の更新について

現在お使いの、特定疾病療養受療証は有効期限が令和1年(平成31年)7月31日までとなっています。

8月以降もご使用の場合は再度申請して頂き、発行が必要になります。

また、必要なくなる方も非該当届の提出が必要です。

昨年まで該当の方へは、該当届・非該当届の2枚をお送りしますので必要な申請書のみ記名・捺印後に当組合までご郵送下さい。

また、新規で必要とされる被保険者の方は

下記の内容に該当するか確認後

当組合宛にお電話下さいますようお願いいたします。

～現在の対象疾病～

・人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全

・血友病

・血液製剤による HIV 感染

上記該当者の方は申請対象者になりますのでご連絡下さい。

また、旧認定証は8月以降に組合宛へご返却下さいますようお願いいたします。

ジェネリック医薬品(差額通知)の実施について

ジェネリック医薬品の利用促進「差額通知」が始まります！

対象者

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額が、ひと月当たり100円以上削減できる方(必ずしも全員に届くわけではありません。)

通知書の内容

現在処方されている薬と比べてどれくらい節約できるかを、具体的に変更可能なジェネリック医薬品名や価格についてご案内します。

通知書の使い方

ジェネリック医薬品を利用することにより個人の薬剤費が安くなると同時に、健康保険組合の財政改善につながることから、加入者の皆さんの選択肢を増やすためにお送りしています。必ずしもジェネリック医薬品に切り替えていただかなければならないものではありません。

適用除外承認申請書について

適用除外を受けて歯科医師国保に加入されている事業所は、新規採用等で適用除外の申請後、年金事務所より届いた「健康保険被保険者適用除外承認申請証(副)」を **FAX(096-343-0421)** まで必ずお送りください。

申請者印は
あってもなくても
構いません

年金機構の理事長印
付き！

**健康保険被保険者適用除外承認申請証被保険者
(国民健康保険組合被保険者)の
用紙のみ歯科医師国保組合へ！**

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

加入・喪失の場合は、その日から14日以内に本組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

特に、社労士等へ手続きを委託される場合には、甲種組合員(事業主)が責任を持って期日までに手続きが完了するように、ご連絡をお願いいたします。

さらに、喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。資格を喪失(退職等)された時点で、被保険者証は使用できません。

※特に、適用除外を受けている事業所は加入後に手続きを行わないと年金事務所で厚生年金をかけられない恐れがあります。
スタッフの加入時には十分注意してください。

歯科診療 自家診療について(再掲)

「自家診療」の請求

2019年4月より、同一法人内や系列の歯科医院等で受診した場合においても給付の対象外になりますので、レセプト請求の際はご注意ください。

その他の給付制限については、2019年度熊本県歯科医師国民健康保険組合の事業内容「給付制限」の欄に記載しておりますので、ご確認下さい。

熊本県歯科医師国民健康保険組合 規約・規定について

※今年度より当組合の規定と規約をHPに公開しております。
熊本県歯科医師会 HP 内の「国保組合からのお知らせ」をご覧ください。

『医療費通知』(平成31年1月～4月診療分)の送付

31年1月～4月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のハガキ)を送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください

『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』(平成31年2月分)の送付

2月に調剤を処方された方で処方医薬品とジェネリック医薬品の差が100円以上の方にはジェネリック医薬品に関するお知らせを送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください

熊本県歯科医師国民健康保険組合
〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号
Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421